

(設例の説明)

- 1 この設例は、本年最後に支払う給与(賞与)に対する税額計算を省略しないで年末調整を行ったものです。
- 2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額 4,390,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」によって求めると 3,070,400円になります。

(注) この設例の場合、本年分の給与の総額が850万円以下であるため、所得金額調整控除の適用はありません。

- 3 社会保険料等の641,525円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料等であり、その全額が控除されます。
- 4 生命保険料の控除額は、本年中に支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分50,200円に対する控除額37,550円($50,200円 \times \frac{1}{4} + 25,000円$)と本年中に支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分56,000円に対する控除額34,000円($56,000円 \times \frac{1}{4} + 20,000円$)との合計額の71,550円となります。
- 5 地震保険料の控除額は、本年中に支払った損害保険料のうち地震保険料控除の対象となるものが地震保険料分45,000円のみであり、その合計額が50,000円以下のため、45,000円となります。
- 6 「配偶者(特別)控除額⑰」欄の金額は、配偶者控除等申告書で計算します。所得者の合計所得金額が900万円以下(本人に給与所得以外の所得がないため、給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)3,070,400円が、本人の合計所得金額となります。)(区分Ⅰ:A)で、配偶者の合計所得金額が62万円以下(区分Ⅱ:②)ですので、配偶者控除等申告書の「控除額の計算」欄の表の区分Ⅰの「A」及び区分Ⅱの「②」が交わる欄の金額380,000円が配偶者控除額となります。
- 7 「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄の金額は、「源泉徴収簿」の「扶養控除等の申告・各種控除額」欄により求めた金額の合計額380,000円(一般の控除対象扶養親族1人 $\times$ 380,000円)です。
- 8 「基礎控除額⑳」欄の金額は、基礎控除申告書で計算します。所得者の合計所得金額が489万円以下ですので、1,040,000円が基礎控除額となります。
- 9 所得控除額の合計額2,558,075円は、次により計算します。

社会保険料等の控除額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	配偶者控除額	扶養控除額等	基礎控除額
641,525円	71,550円	45,000円	380,000円	380,000円	1,040,000円

$$641,525円 + 71,550円 + 45,000円 + 380,000円 + 380,000円 + 1,040,000円 = 2,558,075円$$

- 10 差引課税給与所得金額512,000円は、次により計算します。

給与所得控除後の給与等の金額 (調整控除後)	所得控除額の合計額	差引課税給与所得金額
3,070,400円	2,558,075円	

$$3,070,400円 - 2,558,075円 = 512,325円 \rightarrow 512,000円 (1,000円未満の端数切捨て)$$

- 11 差引課税給与所得金額512,000円に対する算出所得税額を「令和8年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」によって求めると、25,600円となります。

課税給与所得金額	税率	算出所得税額
512,000円	5%	25,600円

$$512,000円 \times 5\% = 25,600円$$

- 12 この設例の場合、住宅借入金等特別控除の適用がありませんので、上記「11」で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。
- 13 年調所得税額25,600円に102.1%を乗じて求めた26,100円(100円未満の端数切捨て)が年調年税額となります。
- 14 年調年税額26,100円と1月から12月までに徴収された税額(12月支給の給与(賞与)については税額計算のみ)の合計額51,845円とを比較すると、徴収された税額の合計額の方が25,745円多いため超過額25,745円が生じます。
- 15 この超過額25,745円は本年最後に支給する給与(賞与)から徴収すべき税額6,963円に充当しますが、徴収すべき税額を超える金額18,782円(25,745円-6,963円)は本人に還付することになります。